

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点

平成 30 年度税制改正における BEPS の影響

March 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

昨年（2017 年）2 月に 94 か国（地域）であった包括的 BEPS フレームワーク（Inclusive Framework on BEPS）参加国（地域）も約 1 年後の今年（2018 年）3 月には 113 か国（地域）にまで広がっています。

日本はこの中で、Steering committee にも人員を派遣しており、今後も多くの国とともに重要な役割を果たしていくものと考えられています。

今回は、すでに実施段階に移行している BEPS について、日本の平成 30 年度税制改正に対してどのように影響しているのかについて見ていきたいと思います。

そもそも BEPS とは

BEPS とは、日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの 2 国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった、新たな国際的課税回避スキームに対応する、新たな国際税務の枠組みの形成を目的とした国際的な取組みといえます。

国際的な BEPS の進行状況

上述の通り、包括的 BEPS フレームワーク (Inclusive Framework on BEPS) 参加国 (地域) も約 1 年後の今年 (2018 年) 3 月には 113 か国 (地域) に、また、「BEPS 防止措置実施条約」参加国の数は 78 か国・地域に増加しています。

さらに、2018 年 3 月には BEPS 行動計画 1 電子経済の課税上の課題への対応に関連して、Tax Challenges Arising from Digitalization - Interim Report (デジタルライゼーションがもたらす挑戦-中間報告) が、行動計画 12 納税者のアグレッシブなタックス・プランニングの開示要請に関連して、Model Mandatory Disclosure Rules for CRS Avoidance Arrangements and Opaque Offshore Structures (共通報告基準回避及び不明確なオフショアストラクチャーにかかわるモデル強制開示ルール) が公表されています。

ここで、CRS (Common Reporting Standard) とは、日本語で「共通報告基準」と呼ばれるもので、自動的情報交換 (AEOI) の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化することを目的とした国際基準です。これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを可能とするとしています。

日本側平成 30 年度税制改正における恒久的施設 (Permanent Establishment: PE) 関連規定の見直し

① PE 定義の見直し

いわゆる代理人 PE について、その範囲に非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約の締結のために反復して主要な役割を果たすものと加えるものとされました。また、保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行う一定の場所については、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限るものとされました。さらに、いわゆる建設 PE の期間要件について、分割された期間を合計して判定する場合があるものとされました。

② 租税条約上の PE の定義と異なる場合の調整規定等の整備

また、国内法上の PE の概念と租税条約の PE の定義と異なる場合については、適用のある租税条約の規定によるものとされました。これには、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義の削除や同業者代理人に関する措置廃止等が含まれます。

(これらの内容は平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されるものとされています。)

①の内容は、BEPS 行動計画 7 人為的な PE 認定回避において議論された以下の内容に対応するものといえます。

1. 代理人 PE の範囲の修正

代理人 PE の概念について、現在は、形式的な外国企業の名義における契約締結という要件により判断されることから、これをより実質的な観点から判断できるよう修正するものとしています。

2. PE の例外とされる準備的・補助的活動

2



経済環境の変化に伴い、従来、準備的・補助的性質を有する活動として租税条約に規定されていた活動項目が、現在では重要な事業活動を構成するような場合があることから、租税条約上、準備的・補助的性質を有する活動に限定することをより明確に表現するよう修正するものとしています。

3. 契約分割による建設（役務提供）PE 認定回避への対応

関連企業に契約を分散させることによる PE 認定回避について、主目的テスト（行動計画 6 租税条約濫用の防止）をもって対応するよう修正するものとしています。

また、②の内容は、当該租税条約上の変更内容を国内税制上に反映させるための対応といえるでしょう。

以上に見られるように、今回の PE にかかわる改正は BEPS 行動計画の勧告に従ったものであり、今後も、継続的に改正がなされていくことが予想されます。

今後は、日本だけでなく、BEPSに参加を表明している各国が同様の方向で国内法を改正していくものと予想され、各国の税制が少しずつ統一されることにより、国際活動に従事する企業から見れば、税制にかかわる予見可能性が高まっていくものと考えられます。

これから本格的に始まる BEPS という新たな国際税務の波に備える上で、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立つことができれば幸甚です。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn